

放射性同位元素の発見について

気象庁は、庁舎内で正式な管理下でない放射性同位元素を発見し、平成 18 年 5 月 10 日（水）文部科学省に対し、その旨を報告しました。

当該物質は、人の近づかない倉庫内の施錠した鋼製の書庫において、鉛容器に入れて保管されていたため、放射線障害のおそれ、環境への影響はありません。

気象庁では、放射線源の管理を徹底し、再発の防止に努めます。

1. 経緯

気象庁では、国の放射能モニタリング体制の一環として、大気・海洋の放射能観測を実施してきましたが、平成 17 年度をもって放射能観測業務を終了しました。

このことに伴い、関連した機材の整理をしていたところ、平成 18 年 4 月 3 日庁内の倉庫内から放射線源（セシウム 137）が発見されました。気象庁で独自に分析を行った結果、発見された放射源の放射線量から規制対象外であると推定したため、その処理を専門機関に依頼し、4 月 19 日に同機関に送付しておりましたが、5 月 9 日に専門機関より放射線量の規制対象下限（3.7MBq）を超えているとの分析結果の連絡を受けたため、5 月 10 日文部科学省に対し、その旨を報告いたしました。

発見された放射性同位元素は、人の近づかない倉庫内の施錠した鋼製の書庫内で、鉛容器に入れて保管されていたため、放射線障害のおそれ、環境への影響はありません。

2. 今後の対応

放射性同位元素等の管理が不適切だったこと、及び昨年、文部科学省の指示に基づき庁内において管理下でない放射性同位元素が放置されていないかどうか調査を行ったにもかかわらず、今般、放射線源が発見されたことについて、文部科学省から気象庁に厳重注意が行われるとの連絡を受けました。

気象庁は、これを受け、文部科学省へ放射線同位元素等が管理区域外に保管されていた経緯、原因及び再発防止策の報告を行うとともに、これ以外にも管理下でない放射性同位元素がないかどうか再度徹底的な調査を行いその結果についても報告します。

本件問い合わせ先：気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課

03-3212-8341（内5104、5116）